

## 平成18年度実施方針

省エネルギー技術開発部

1. 件名 エネルギー使用合理化事業者支援事業
2. 根拠法 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第5号及び第6号

## 3. 背景及び目的

## &lt;背景&gt;

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書が平成17年2月に発効し、我が国は2008～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減する義務を負うことになり、同年4月には「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。

産業分野においては、これまで、自主行動計画の推進や本事業の直接間接効果により然るべき進捗を得ているが、増エネルギー要因の影響もあり目標値に対する取り組みの重要性は些かも変化する事はない。換言すると、現在エネルギー起源のCO<sub>2</sub>削減対策として、修正計画である6500万k<sub>1</sub>/年の省エネルギー達成に向け、鋭意取り組みを実施している所であるが、各分野における費用対効果を意識した各種施策の精力的取り組みは元より、従前に増して、点から面への組織的取り組みの拡大も併せて要求される所である。

## &lt;目的&gt;

本事業は、事業者の更なる省エネルギーを進めるための取り組みを強力に支援し、当該事業の実施により投資に対する一定の効果を定量的に実証することで支援プロジェクトの内容を広く普及することにより、他の事業者の一層の省エネルギーの取り組みを促すことを目的とする。

平成17年度は重点支援策として高性能工業炉の更なる普及拡大、複数企業連携の強化、大規模省エネ設備の導入を新たに対象とし、加えて国土交通省との連携により、省エネ型船舶設備および新船舶へのリプレース、輸送機器の適正運行の促進；アイドリングストップ及び冷蔵倉庫等の省エネ型トランスの導入といった運輸関連事業についても新たな対象として支援を開始した。

また、昨年来の原油価格高騰の下、省エネ設備を導入し積極的に省エネ対策を実施しようとする事業者を支援するため、農林水産省及び国土交通省との連携により、農業関連としてビニールハウス用の省エネ型温風暖房機、漁業関連として漁船用高効率エンジン、運輸業関連としてEMS（エコドライブ管理システム）の普及促進について、追加的に補助対象としたところである。

平成18年度においても、引き続き国土交通省等との連携により、支援を拡大していくとともに、以下の項目を補助対象に追加することにより、更に取り組みを強化していく。

## 追加項目

1. エコドライブの成果普及（調査研究事業）
2. 物流事業者等による省エネへの取り組みの支援
3. 省エネ型貨物機関車等の導入
4. タクシー車両における省エネの推進

## &lt;実施の効果&gt;

設備導入による省エネルギー効果 約600,000k<sub>1</sub>/年（原油換算）

## 4. 事業内容

### 4-1. 事業概要

#### <事業概要>

エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取組み及び国土交通省等が認定した省エネルギー事業に対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

また、支援事業の普及促進のため、評価解析・効果検証等に関する調査研究を行う。

#### <平成18年度事業規模>

石特会計 24,150百万円

※事業規模については、多少の変動があり得る。

### 4-2. 事業方針

#### 4-2-1 エネルギー使用合理化設備設置に係るもの

#### <補助要件>

##### ①補助対象者

全業種を対象とする。ただし、ESCO事業者（シェアード）及びリース事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請とする。また、経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する複数連携事業については、連携する各事業者による共同申請とする。

##### ②補助対象事業

省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。

なお、省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業、中小企業が申請する高性能工業炉の導入事業、天然ガスコージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業、ESCO事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー設備導入事業を重点的に支援する。

##### ③審査項目

###### ・政策的意義

省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業、中小企業が申請する高性能工業炉の導入事業、天然ガスコージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業、ESCO事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー設備導入事業かを審査する。

###### ・省エネ効果

事業実施による省エネルギー効果（原油換算）について評価する。

###### ・普及性

費用対効果及び技術の普及性、モデル性の観点から評価する。

#### <補助条件>

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

年度	事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単年度	単独事業	1 / 3	5 億円 ／事業	1 年度
複数年度				最大 4 年度
	複数連携事業	1 / 2	1 5 億円 ／年度	最大 4 年度
大規模事業	1 / 3			

#### 4-2-2 エネルギー使用合理化指定設備設置に係るもの

##### < 補助要件 >

##### ① 補助対象者

国土交通省等による事前の要件審査・事業認定を受けた省エネルギー事業を実施しようとする者とする。

##### ② 補助対象事業

運輸関連事業（①省エネ型船舶設備及び新船舶へのリプレース、②輸送機器の適正運行の促進；アイドリングストップ、③冷蔵倉庫等の省エネ型トランス等の導入、④EMS（エコドライブ管理システム）の普及促進、⑤物流事業者等による省エネへの取り組みの支援、⑥省エネ型貨物機関車等の導入、⑦タクシー車両における省エネの推進）を対象とする。

また、その他の省庁により認定を受けた省エネルギー事業を対象とする。

##### ③ 確認・評価項目

##### ・政策的意義

関係省庁が認定した省エネルギー事業かを確認する。

##### ・省エネ効果

事業実施による省エネルギー効果（原油換算）または機器効率改善率について評価する。

##### < 補助条件 >

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

年度	事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単年度	単独事業	1 / 3	5 億円／事業	1 年度
複数年度				最大 4 年度

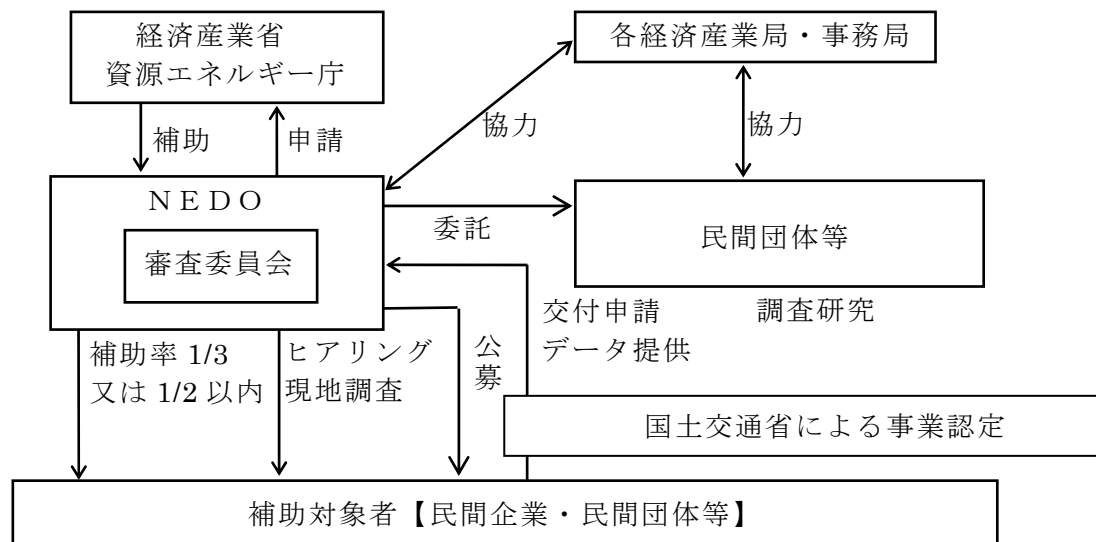
#### 4-3. これまでの事業実施状況

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
採択実績額（百万円）	3,235	4,503	8,182	8,404	10,942	11,487	14,722
応募件数	50	90	127	199	231	161	339
採択件数	31	35	70	120	111	80	314

## 5. 事業の実施方式

### 5-1. 実施体制

#### <実施スキーム>



### 5-2. 採択方法

#### 5-2-1 エネルギー使用合理化設備設置に係るもの

##### ①審査委員会の設置について

###### ・審査方法

NEDO内部にて事業内容のヒアリングを行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、審査項目毎に評価し事業目的に合致した採択案件の選定を行う。

###### ・審査委員会

大学教授を含む有識者で構成する。

###### ・審査委員名の公表

採択結果を公表する際に同時に公表する。

##### ②採択結果の公表・通知

採択者については、交付規程に基づき交付決定通知を行うとともに、簡単な事業内容を含めてプレス発表し、NEDOホームページにも掲載する。

また、不採択者については、不採択理由を明記して不採択通知を行う。

#### 5-2-2 エネルギー使用合理化指定設備設置に係るもの

##### ①審査方法

NEDO内部にて事業内容のヒアリングを行った後、確認・評価項目毎にそれぞれ確認・評価し、事業目的に合致した採択案件の選定を行う。

なお、審査委員会の設置の有無については、実施スキームや支援内容の検討を踏まえて適切に判断するものとする。

##### ②採択結果の公表・通知

採択者については、交付規程に基づき交付決定通知を行うとともに、簡単な事業内容を含めてプレス発表し、NEDOホームページにも掲載する。

また、不採択者については、不採択理由を明記して不採択通知を行う。

## 6. その他重要事項

### 6-1. 継続事業に係る取り扱いについて

複数年度にわたる事業であって平成17年度補助事業が完了し、平成18年度申請書及び実施計画書が平成18年3月31日までに提出された事業については、平成18年4月1日から事業実施可とする。

### 6-2. 調査研究事業について

補助事業の導入・普及状況について、情報収集、調査・分析を実施する。

(委託先 民間団体等)

### 6-3. スケジュール

公募期間	平成18年3月下旬～5月下旬
公募説明会	平成18年4月中旬
審査期間	平成18年6月上旬～7月中旬
交付決定	平成18年7月下旬
事業終了	平成19年3月10日

※ 交付決定の状況により追加公募を行うこともあり得る。

### 6-4. 成果報告

事業終了後、普及促進を目的に1年間データを収集・分析しその結果を公表する。

### 6-5. 来年度の公募について

事業の効率化を図るため、平成18年度中に平成19年度採択候補案件の選定を開始する。但し、事業の内容は、別途平成19年度実施方針で定める。

### 6-6. 事業評価について

NEDO技術開発機構は、業務方法書第40条及び事業評価実施規程に基づき、我が国の政策的及び技術的な観点及び事業の意義、成果及び普及効果等の観点から、当該事業の採択委員会等を活用した事業評価を平成18年度の事業終了後速やかに実施する。